

# 〇歳から中学生まで 対象年齢が拡大されます

## 子ども医療費助成受給資格申請



医療費助成とは、病院などの医療機関を受診した時の保険診療自己負担分を、保護者にかわって町が負担するものです。受給資格対象となる方は申請書を提出し、所得制限などの審査を受ける必要があります。

町では、今年10月医療機関受診分から、「乳幼児医療費助成」が「子ども医療費助成」にかわり、年齢制限も中学生までに拡大されます。

この変更に伴い、受給資格対象者に対して個別に通知しますので、申請書を受付期間内に提出ください。

△受付期間	8月6日(月)から8日(水)
△受付場所	ベイサイドアリーナ文化交流ホール
問合せ	46-1373
問合せ	46-1373
問合せ	46-1373

## 脳ドック健診申込受付

◇対象者 国民健康保険被保険者で、40歳から60歳（昭和27年4月2日から昭和48年4月1日生まれ）の方【定員86名】

◇日程 10月25日(木) [36名]、27日(土) [50名]

◇会場 仙台星陵クリニック

※会場へは大型バスで送迎します。

◇料金 3,000円

◇申込 町民税務課及び歌津総合支所に備え付けの「脳ドック申込書」に必要事項を記入し、8月31日(金)まで申し込みください。※定員になり次第締め切り。

◇その他 心臓ペースメーカー装着の方、脳動脈瘤クリップの手術を受けた方、妊婦の方は受診できません。

◇問い合わせ 町民税務課 医療給付係 46-1373

## 介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の減免

東日本大震災により被災した被保険者に対する保険料等は、4月分から9月分までに相当する月割算定額において、災害減免の措置を実施しています。

詳細については、各納税（納入）通知書等をご覧ください。

### ◆問い合わせ

町民税務課 課税係

46-1372 (介護保険料)

医療給付係

46-1373 (国民健康保険税・

後期高齢者医療保険料)

## 児童扶養手当 現況届

ひとり親家庭等に支給される児童扶養手当の認定を受けている方は、8月中に現況届を提出しなければなりません。届け出をしないと、受給資格がなくなる場合があります。

対象となる方には個別に通知します。通知の内容をお確かめのうえ、忘れずに届け出してください。

### 集中受付

日程	対象地区
8月22日(水)	戸倉・入谷地区
8月23日(木)	志津川地区
8月27日(月)	歌津地区

◇時間 午前9時から午後3時

◇場所 ベイサイドアリーナ  
文化交流ホール

## 特別児童扶養手当 所得状況届

障害のある児童を監護している方に支給される特別児童扶養手当を受給している方は、8月11日(土)から9月10日(月)までの間に所得状況届を提出しなければなりません。

対象となる方には個別に通知します。通知の内容をお確かめのうえ、忘れずに届け出してください。

### 集中受付

◇日時 8月28日(火) 午前9時から午後3時  
◇場所 ベイサイドアリーナ 文化交流ホール

### 問い合わせ

保健福祉課こども家庭係 46-2601

※指定日に届出できない場合は、ご連絡ください。

## 後納制度（国民年金保険料納期限の延長）が始まります

国民年金制度は、20歳から60歳に到達するまでの40年の間に国民年金保険料を納めることで満額の老年基礎年金を受給することができます。

しかしながら、保険料を納められなかった期間がある場合や資格取得等の届出忘れにより国民年金の資格期間がない場合には、将来の年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうことがあります。※1

このような事態を避けるために法律が改正され、10月1日(月)から、国民年金保険料の納めることができる期間が過去2年から10年に延長となる後納制度が始まります。

具体的には、平成14年10月分以降の納められなかった保険料を納めることができます。

※2

ただし、既に老齢基礎年金の受給権をお持ちの方は、納めることができませんので、ご注意願います。

なお、後納保険料を納付するためには、事前に申し込みいただく必要があります。申し込み後の審査の結果、後納制度による納付を利用できない場合があります。

※1 保険料納付や免除等の合計が25年（300月）未満の場合

※2 後納保険料を納付できる期間は、10月1日(月)から平成27年9月末までの3年間です。

詳しくは、問い合わせください。

問い合わせ 国民年金保険料専用ダイヤル 0570-011-050 03-6731-2015